

おしえて

黒尾先生!!

【Twitterお取引と法律】

第9回 ※必ずお読み下さい



2022.03.22



すなりん @odoroku_tamegoro · 3分

【譲渡】

ハイキュー アニマル缶

《譲》北さん長期保存缶(5年保証)

《求》定価+送料

※プロカ必読！



36

26



プロカ、ツイフィ…
Twitterと外部連携した
プロフィールをまとめる
便利サイトを利用して
『お取引のルール』を
記載してありますよね



赤葦

特に初回お取引時には
『必読』を求められたり
既読印がなかったら
お返事も貰えねえ…
超重要文書扱いだよな



黒尾

この文書を法的に解釈…
今回もまたまた
クソ面倒なテーマですね
読んで貰えますかねえ？



赤葦



プロカやツイフィ…法的には『**約款**』 『**利用規約**』 が近いだろうな

【約款(規約)とは】

不特定多数の人とお取引する際に使う
あらかじめ決まった同じ内容の合理的なルール

約款の特徴(メリット)

- ・取引相手ごとに契約内容を交渉する手間が省ける
- ・相手方は約款に従うorお取引しないかの二択
- ・揉めごと発生時に話し合いの土台となる



電気、ガス、保険、アプリ…
いちいち個別に契約できねえし
皆同じじゃねえと困るよな？
法の要件を満たした**定型約款**は
いろいろ使い勝手がいいんだ

『同意します』を押すだけ…
中身なんか読んでなくても
同意(契約)したとみなされる
読んだこと…ありますか？



※黒尾先生(の中の人)は『同意します』前の文書やらサイト利用規約を読むのが大好物…偏食家です



もしプロカを(定型)約款として使いたい…
『既読印=同意』と主張したいのなら
法に則したものをちゃんと書かねえとな

『ハウレンソウ』ちゃんとな
画像とかの転用も論外や
個人情報の取扱にも気い付けや

→禁止(NG)事項を定める

プロカに同意せんと
お取引せえへんからな

→同意が必須であると明記

催促から一定期間経ったら
お取引は白紙(契約解除)やで

→約束違反時の対応を事前告知

既読印=『同意しました』
っちゅう意味やからな

→用語の定義があると良い

天変地異や郵便事故等
俺に故意や重大な過失がない時は
責任負わへんからな

→免責・損害賠償について

取引相手の条件として…
譲渡・交換の場合は…
梱包・発送について…

→お取引内容を明示

…面倒なんで
『お見本』下さい



プロカは時々更新するで
その旨ツイートするからな

→規約の変更について記載

プロカ(約款)の無断コピペは**著作権法違反**だ
法的にちゃんとした文書作って欲しいんなら
専門家にそれ相応の報酬払えっつーの!



※黒尾先生(の中の人)は無報酬で連載中

→第10回へつづく(最終回かも?)

【補講】プロカってホントに…効果ある？

今回のタイトル、わざと『※**必ず**お読み下さい』に設定しました
その結果…**全シリーズでダントツ、閲覧数が少なかった**ですよ



正規店や中古屋さんの通販みたいな『面倒な決まり事』がなく
自由に気楽なやりとりを楽しめるのが『お取引』最大の利点…
それと真逆なのが『**必ず**』という**強制的な文言と、長文**だな



プロカ自衛しないと、(自分)ルール守ってくれない人が多すぎ…
自由にする権利を優先的に求め、義務をおろそかにしてきたから
こんな窮屈で不自由、攻撃的な界限になってしまったんですね



多額の金を払うはずの正規店の利用規約でも、読む人の方が少数派
預金や保険等の重要な約款ですら、熟読して契約するのは稀少種
それなのにプロカは必読で、読まないと怒られ晒されることもある
プロカの効果と必要性…今一度よく考えてみるのもいいかもな

